

2018年9月25日

埼玉県知事 上田清司 様  
埼玉県教育長 小松弥生 様

埼玉県学童保育連絡協議会 会長 長倉 香

## 埼玉県の学童保育施策及び2019年度県予算案に関する要望書

埼玉県におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

1973年に埼玉県は県の単独事業として「常勤の指導員2名を配置する人件費補助制度」を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを奨励し、予算的にも支えてきました。さらに障害児に対する施策の創設や充実でも一貫して支援していただいています。

2015年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）が本格スタートするに当たり県は、2004年に策定した「県放課後児童クラブ運営基準」の主要な箇所を継承した「県放課後児童クラブガイドライン（以下、「県ガイドライン」）」を作成しました。それに沿った点検と公表を行っている事や、国の新規施策・補助をすべて県の施策として取り込み、その上に、県単独施策を積み上げる県の姿勢は、今後も本事業において全国をリードし、市町村の学童保育事業の底上げを図るものと評価します。

また、埼玉県議会は先の6月定例会において「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」を採択し、国へ提出しました。

しかし依然として多くの課題を抱えています。重大かつ緊急に解決すべきものとして、

- ①国の省令基準のうち、有資格者の支援員の複数配置などの「従うべき基準」を参酌化する動きへの対応
- ②全国で2番目に多い待機児童数や大規模クラブの解消が進んでいない  
（大規模の学童保育が放置され、1,600人を超える待機児童がいる）
- ③指導員の人手不足が原因で、安全な開設を確保できないほどの危機的状況にある  
（厳しい労働条件とクラブの急増で、指導員が常勤・パート共に集まらない）
- ④障害児を受け入れている学童保育が少なく、受け入れている現場を支援する専門的なしくみも不十分

これ以外にも現場には問題が山積みになっています。

全ての市町村で、質が担保された運営、学童保育事業が安定的に継続的に実施されること、必要とするだれもが利用できるようにすることが、県の責務であると再確認いただき、私たち現場の声も合わせて今後の施策の更なる充実をお願いいたします。

以上の趣旨から以下を要望致します。

記

### I. 国の省令基準の「従うべき基準」を参酌化について

政府自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、子どもの安全・安心はもとより質の向上を目指すべく規制緩和を行うことのないように、埼玉県として「参

酌化」に反対を表明してください。

## II. 2019年度の県施策・予算に関する要望

---

1. 平成31年度末までの「待機児童ゼロ」「大規模解消」を政策目標に掲げ、必要な予算化を図ってください。

(1) 政府の「放課後子ども総合プラン」による整備目標の1年前倒しに対応して、さらに、6月15日の「2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大」を決めた閣議決定の具体化に対応して、平成31年度までの「埼玉県子育て応援計画」を見直し、市町村の積極的な新增設を埼玉県が率先して進めてください。

(2) 「県ガイドライン」を満した児童数40人以下の適正クラブ（支援の単位）が981カ所（58.2%）、満たしていないクラブが706カ所（41.8%）あります（2018年5月、埼玉県連協学童保育連絡協議会調べ）。

① 「支援の単位」に対応する施設整備費や運営費、「放課後子ども環境整備事業」等を引き続き予算化してください。同時に、市町村にも広報を行うなどして県が主導的な役割を果たしてください。

② 大規模クラブの「分割計画」を市町村に提出させ、その結果を公表してください。

(3) 児童福祉法56-7第2項は、公有財産について、学童保育（放課後児童健全育成事業）への積極的な活用を促しています。教育委員会と協力し、活用事例集等を発行し公有財産・学校内施設の有効な活用、学校敷地内の施設整備を推進してください。

【県教育局に対して】学校施設等を学童保育の専用施設（室）として活用できるよう、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行ってください。

## 2. 指導員不足を解消するために県の単独事業を実施してください

子ども・子育て支援法は、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」において「（放課後児童健全育成事業に）従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置」を定めるとしています（第62条の2-4項）。

(1) 「県設備運営状況調査」の結果、「常勤の人数の平均」が「1人」を下回っている地域については、子どもの安全確保の観点から改善を図るようにはたらきかけてください。

(2) 県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」等について

① 「運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

また、政令指定都市及び中核市も対象となるように改善してください。

② 保育の分野においては、保育士の欠員対策や定着を目的として、自治体独自で給与加算や家賃手当て等の新たな施策を講じるなどして独自の努力が進んでいます。

緊急に指導員を確保するために県単独の「放課後児童支援員緊急確保事業」を創設してください。

(3) 国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善

事業」の積極的な活用を市町村へはたらきかけてください。「処遇改善等事業」については、18時30分を超えて開所していないクラブに対して県独自施策を講じてください。

### 3. 障害児保育の質的量的な拡充を図るために

「県設備運営状況調査」によると、県内の障害児が入所しているクラブは667カ所／1,506カ所と、44%となっています。

「県ガイドライン」は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の小学校に就学している児童などで、障害のある児童に対して、放課後の生活を通して様々な児童と活動をとにもすることにより、障害児の健全育成を図るよう努める」と明記しています。

(1)「県ガイドライン」では、受入れの対象となる障害児の認定について市町村の裁量を認めています。市町村にこのことを広報し、入所を希望する障害児の入所の促進を図ってください。

(2) 専門家を派遣して保育現場と家族を支援する「学童保育専門の巡回相談」制度を創設してください。

### 4. 指導員の資質向上を図るために研修の充実を

「放課後児童支援員認定資格研修」「放課後児童支援員資質向上研修」等の研修に関わる予算を増額してください。

### 5. 「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」にもとづく「整備・運営状況調査」について

(1)「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」にもとづく「整備・運営状況調査」について、調査と調査結果の公開を継続してください。

(2)「整備・運営状況調査」について、市町村が正確に回答し、調査結果を効果的に活用できるようにするために

① 市町村が正確に回答できるように「整備・運営状況調査」の設問を改善してください「Q1ー(1)一才 児童1人あたり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さを確保できるよう」については、正確に回答が成されるよう、設問を改善してください。

② 「整備・運営状況調査結果」について、特に常勤複数配置の部分について「常勤指導員を複数配置しているクラブは0%で前年度比△%増加している」等のように明記してください。

### 6. 保護者会の実施状況（内容や開催時間等）について調査をおこなってください。また市町村へ好事例を紹介してください。

放課後児童クラブは「保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにする」(『放課後児童クラブ運営指針解説書』)ことで、子育ての孤立化を抑止することが求められています。保護者会は「子育てを通じて交流し、協力し合うことができる保護者間の関係が築かれる」(同)場であり、積極的に取り組むことが望まれます。

### 7. 「指定管理者制度」や企業参入に関する要望

私たちは、事業の継続性・安定性を脅かす指定管理者制度は、学童保育には相容れないと考え、反対の立場をとっています。また、営利第一主義の企業参入にも反対です。当面、現行の「指定管理者制度」と企業参入について以下の通り要望します。

(1) 「既に指定管理者制度を導入してしまっている」、「導入せざるを得ない」場合であっても、導入の是非を含め住民や利用対象保護者、児童、関係者の意向を尊重することと合わせ、十分な説明責任を果たす必要があることを徹底して該当の市町村に注意喚起してください。

(2) 指定管理者制度や企業参入が増加傾向にあります。しかし、どのような事業者が実施する場合でも学童保育の質の確保は必須です。今後に向け指定管理者制度や企業参入の際に留意すべき点や基準、仕組み等のルール作りについて、当会と一緒に検討する場を設けてください。

### 8. 利用料等の保護者負担の軽減策を講じてください

学童保育の利用料が高額のため、入所を断念する世帯があります。公立公営などのように市町村が減免措置を講じているところもありますが、民間学童保育については少数にとどまっています。県として利用料等の保護者負担の軽減策を講じてください。

## Ⅲ. 2019年度予算等について、政府・厚生労働省等に対する要望

---

学童保育を含む児童福祉施設・事業は、元来、公的責任の下で行われるべきものです。県として、公的責任を後退させるのではなく、より強めるものになるように、以下のことを国に働きかけてください。

### 1. 運営費補助等に関する要望

(1) 現在の学童保育の事業「放課後児童健全育成事業」は、単年度毎の補助事業にとどまっており、保育所の「国庫負担金」(※注)のように義務的支出金とはなっておらず、保育を受ける権利が保障されているとは言えません。学童保育制度の抜本的な改革を進めてください

※ 「国庫負担金」 地方公共団体が行う事務のうち、国が共同責任を持つ事務に対して経費の一定割合を義務的に負担する給付

(2) 学童保育の運営費の半分を保護者負担とする考え方をやめてください

(3) 現在の放課後児童クラブの運営費補助単価は実態と比べて不十分です。大幅な単価増を図ってしてください。国の補助率を現行の3分の1から、保育所と同じように2分の1となるようにしてください。

(4) 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について

① 指導員不足の解消は喫緊の課題です。かつての保育所における「保育士緊急確保事業」と同様に、国として全額公費で負担するように働きかけてください。

② 「常勤指導員を配置するための追加費用」の算定方法など、容易に事業内容やしくみが分かるようにしてください。

③ 18時～18時30分まで開所しているクラブについても、対象となるように改善してください

同事業を申請しない理由として、29市町村中19市町村が「18時30分以降開所していないから」と回答しています（2018年3月、埼玉県学童保育連絡協議会調べ）。

- ④ この事業は、県内市町村の34市町（54.0%）の申請にとどまっています（2018年3月、埼玉県学童保育連絡協議会調べ）。国・厚労省に対して、補助金制度よりも法的に強固な公費支出システムとなるよう強く求めてください。

(5) 放課後児童支援員の資質向上のために

- ① 「放課後児童支援員認定資格研修」は、初めて国としての資格制度を設けたものとして評価します。しかし、16科目24時間の研修で資格取得となるもので、保育士や教員等の資格取得制度と比べて不十分です。本格的な資格制度づくりを進めてください。
- ② 質の高い研修が可能となるように、「放課後児童支援員認定資格研修」の補助の単価増と現任研修に対する補助の単価増を図ってください。

(6) 利用料等の保護者負担の軽減策を講じてください。

因みに、全国知事会が5月18日の知事会議において「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」の1つの項目として「放課後児童クラブにおける…利用料の無償化」を提案しています。

## 2. 施設・整備費等についての要望

- (1) 国は「おおむね40人の支援の単位」毎で明確に分離・分割を図るようには規定していません。その結果として大規模クラブが放置されている実態があります。一方、「県ガイドライン」では、「一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めること」と記しています。

国に対して、「おおむね40人の支援の単位」毎で明確に分離・分割を図るようにはたらきかけてください。

- (2) 大規模学童保育の適正な分割・新設に地方自治体が積極的に対応できるよう、施設整備費等の補助率の見直しを継続してください。また、他の施策による特別な財政措置など特別な措置を講ずるようにはしてください。

- (3) 2014年度以前より実施されている民家・アパート等を利用した場合の賃借料補助について補助対象としてください。

## 3. 「放課後子ども総合プラン」についての要望

「放課後子ども総合プラン」においての「一体型」は、すなわち、「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」ということです。「埼玉県子育て応援行動計画」においても、「一体型」という標記から受ける誤解を避ける趣旨から「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携」としています。

両者を一緒に行う事と捉える誤解を拡げないために、「一体型」ではなく「連携」と標記するよう修正を国に働きかけてください。

以 上